

# 危険物新聞

第 399 号

発行所 財団法人 大阪府危険物安全協会  
 発行人 藤 井 政 雄  
 編集人 松 村 光 惟  
 大阪市西区新町1丁目5-7  
 四つ橋ビル  
 TEL (531) 9717・5910  
 定価 1部 60円

## 第1回 危険物取扱者試験 6月14日、21日、府大で

消防試験研究センター 大阪府支部では、昭和62年度第1回危険物取扱者試験を次のとおり実施する予定である。

- ▷試験日及び種目 6月14日(日)甲種及び乙種1～6類  
6月21日(日)丙種
- ▷試験会場 大阪府立大学
- ▷願書受付 5月13日(水)、14日(木)
- ▷願書受付場所 大阪府職員会館

### 講習受付は4月27日から

なお、受験準備講習会は別掲のとおり甲種、乙種第1～6類及び丙種について5月中旬～6月上旬にかけて、大阪、堺、茨木など9会場で実施し、今回から新たに丙種夜間コースも新設することとなった。

### 日曜・夜間コース電話受付はじまる

日曜コース・夜間コースについては定員が少ない関係上いつもの様に電話予約を受付している。また新たに新設した丙種夜間コース(定員30名)についても電話予約により受付しているので、希望者は電話(06-531-9717)で予約されたい。定員に達し次第締切ります。

## 62年度、今後の試験と講習の予定

	(試験)	(講習)
第2回	10月中旬 甲、乙、丙種	9月中、下旬 乙種4類、丙種
第3回	12月上旬 甲、乙、丙種	11月中、下旬 甲、乙、丙種
第4回	2月下旬 甲、乙、丙種	1月下旬、2月上旬 乙種4類、丙種

(注) 第2回、第4回は、試験は全種類について実施されるが、講習は乙種4類と丙種のみしか行ないません。

## 初心者向長期講座新設

### (第2回試験期)

現在、乙種4類の予備講習は延11時間～15時間の講義内容で実施していますが、初心者からのご希望に応じて、より時間をかけての長期講座(日曜及び夜間に延25時間位)を第2回試験(10月)を目標に8月～10月に実施いたします。(定員30名)

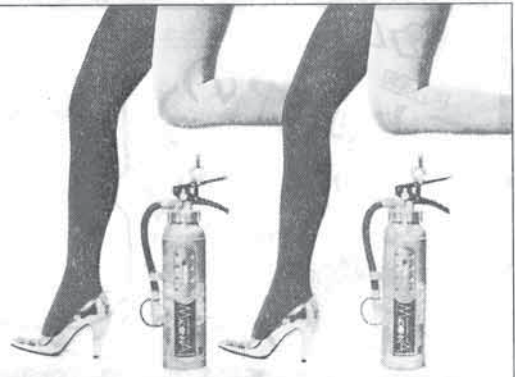
事前予約を行っておりますので、希望者は電話(06-531-9717)でお申し込み下さい。

安全が見える窓つき またひとつ超えました。

安心小窓がついた  
モリタの消火器  
**MADONNA**  
火災御見舞金(最高20万円まで)つき

モリタポンプ株式会社

本社/〒544 大阪市生野区小路東5-5-20 TEL(06)751-1351(代)  
 営業所/東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・高崎  
 静岡・富山・広島・松山・札幌・旭川



昭和60年中 (1月~12月)

危険物による事故の概要

消防庁資料より

この資料は、昭和60年1月1日から12月31日までの間に全国で発生した危険物に係る事故について、各都道府県から提出された「定期事故報告」をもとに消防庁がまとめたものである。

1 概況

昭和60年中(昭和60年1月1日~12月31日)に発生した危険物に係る事故は479件(前年563件)であり、うち、危険物施設における事故は422件(509件)、危険物施設以外での事故は57件(54件)となっている。また、これらの事故のうち、火災は153件(200件)、漏えい事故は288件(304件)、その他の事故(火災、漏えいを伴わない危険物施設の破損等)は38件(59件)となっている。

これらによる被害は、火災によるものが死者0名(3名)、負傷者56名(45名)、損害見積額26億7,275万円

(8億5,882万円)、漏えい事故によるものが死者5名(2名)、負傷者13名(22名)、損害見積額2億4,090万円(2億1,628万円)となっている。

2 火災

(1) 火災の発生及び被害の状況

昭和60年中に発生した危険物に係る火災153件の内訳は、危険物施設におけるもの126件、無許可施設におけるもの22件、危険物運搬中のもの5件となっているが、それぞれの状況は次のとおりである。

昭和60年中に発生した危険物に係る事故の概要

区分	火災		漏えい事故		その他	
	発生件数	損害見積額(万円)	発生件数	損害見積額(万円)		
危険物施設	126	230,912	258	23,472	38	
危険物施設以外	無許可施設	22	33,323	8	220	—
	危険物運搬中	5	3,040	20	238	—
	仮貯蔵・仮取扱い	0	0	2	160	—
	小計	27	36,363	30	618	—
合計	153	267,275	288	24,090	38	

天火御免のてきおんくん

油温表示機能付  
天ぷら油火災予報装置

株式会社 初田製作所

●ランプが知らせる揚げごろ温度。●10℃きざみで適温表示。  
●ピンク・グリーン・ブルーの3色をご用意。  
●場所をとらない壁かけ式。●誰でも使えて手軽です。

油温表示機能付  
天ぷら油火災予報装置

てきおんくん

株式会社 初田製作所

本社工場/大阪府枚方市招魂田近3-5 〒573 TEL(0720)56-1281R  
東京支社/東京都港区芝大門2丁目6-7 〒105 TEL (03) 434-4841  
大阪支社/大阪市西淀川区千舟1丁目5-47 〒555 TEL (06) 473-4870  
営業所: 東京北・東京南・北海道・仙台・新潟・埼玉・横浜・静岡・大阪・名古屋・北陸・京都・岡山・広島・高松・松山・小倉・九州



① 昭和60年中に危険物施設において発生した火災件数は 126 件であり、被害は死者なし、負傷者39名、損害見積額23億 912 万円となっている。最近の火災の発生件数は、わずかながらも減少傾向にあったが、昨年中は一転して24.3%増となった。しかし、本年中は再び27.6%減となった。

一方、火災による被害は、鹿島石油株式会社鹿島製油所の火災及びダイセル化学工業株式会社工場の火災が発生した昭和57年を除き、ほぼ横ばいから減少傾向を示していたが、本年中は、死者が0名、負傷者は昨年と同数であったものの、損害見積額は、5月に大阪府茨木市の一般取扱所で油圧機械等を焼損した火災で、およそ16億円の損害を出したため 189%大幅増となっている。

火災 1 件当たりの平均損害見積額は、1,833 万円 で、これを施設区分別にみると、取扱所が 1,945 万円 で最も多く、次いで製造所1,625万円、貯蔵所1,039 万円となっている。

また、危険物施設の火災による他への影響の程度についてみると、122件(他の施設から類焼した4件を除く。)の火災のうち118件(96.7%)が当該危険物施設のみでとどまり、残り4件(3.3%)が他へ延焼している。

危険物施設における火災の発生件数

製造所等の別		発生件数
製 造 所		16
貯 蔵 所	屋 内 貯 蔵 所	4
	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所	6
取 扱 所	給 油 取 扱 所	31
	一 般 取 扱 所	69
合 計		126

## 危険物設備の設計・施工 保安点検・検査

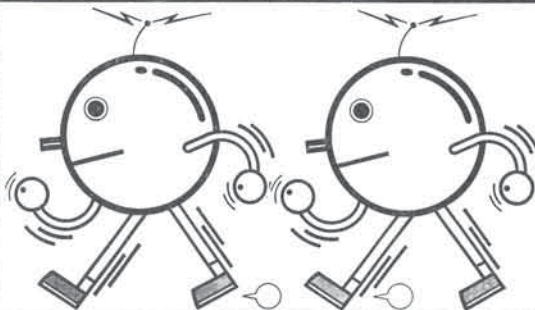
### 設備の安全を創造する ①新栄プラント建設株式会社

本 社 大阪市南区南船場 2 丁目 7 番 14 号  
〒542 (大阪写真会館)  
電話 大阪(06) 271-5588 (代)

危険物施設 1 万施設当たりの火災の発生数(以下「火災発生率」という。)は、危険物施設全体では 2.09 で、前年より 0.82 減となり、過去 5 年間で最も低くなっている。これを施設区分別にみると、製造所 35.83、取扱所 4.67、貯蔵所 0.26 となっており、いずれも前年より減少している。これを、さらに施設の細分別にみると製造所が 35.83 で最も多く、次いで、一般取扱所 5.65、給油取扱所 3.57 の順となっている。火災の発生件数の少ない移送取扱所を除くと、ここ 5 年間いずれもこの 3 施設が上位を占めている。

② 無許可施設に係る火災は、昭和60年中に22件発生しており、被害は死者なし、負傷者14名、損害見積額 3 億 3,323 万円となっており、発生件数及び被害のいずれもが増加している。ここ 5 年間の傾向は、それぞれ増減を繰り返しており一定していない。

③ 昭和60年中に危険物の運搬に伴う火災事故は、5 件発生しており、被害は、死者なし、負傷者 3 名、損害見積額 3,040 万円となっている。火災事故件数



# ハイテクテク。

常に防災の歴史とともに歩みつつ、さらに未来に向けてハイテク防災空間を駆けつつあるヤマト。防災のトータルプランナーとして、確実に前進をします。

消火装置 消火器 警報装置 避難設備 各種防災機器

● 防災のトータルプランナー

**YAMATO**

ヤマト消火器株式会社

SINCE 1918

■本 社 〒537 大阪市東成区深江北1-7-11 TEL.(06)976-0701(代)  
■東京本社 〒108 東京都港区白金台5-17-2 TEL.(03)446-7151(代)

及び被害状況のここ5年間の傾向は、それぞれ増減を繰り返しており、一定していない。

④ 仮貯蔵・仮取扱い中の火災事故は、ここ4年間皆無となっている。

### (2) 出火原因に関係した物質等

① 昭和60年中に発生した危険物施設における火災の出火原因に関係した物質（以下「出火原因物質」という。）についてみると、126件の火災のうち69件（54.8%）が危険物が出火原因物質となっており、この殆んど（92.8%）が第4類の危険物で占められている。これを危険物の品名別にみると、第1石油類が出火原因物質となったものが24件で最も多く、次いで第2石油類16件、第3石油類14件の順となっており、ここ5年間いずれもこの三物質が上位を占めている。

② 昭和60年中に発生した無許可施設及び危険物運搬中における出火原因物質は、表のとおりとなっている。

無許可施設及び危険物運搬中の火災の出火原因物質等

出火原因物質等		区分		
		無許可施設	危険物運搬中	
危険物	第三類	生石灰	1	
		小計	1	
	第四類	特殊引火物	1	
		第1石油類	13	3
		第2石油類	2	1
		第3石油類	2	
		動植物油類	1	1
小計	19	5		
その他		2		
合計		22	5	

### (3) 火災の発生原因及び着火原因

1 昭和60年中に発生した危険物施設における火災の発生原因の比率を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区別してみると、人的要因が56.3%と最も多く、物的要因23.8%、その他の要因10.3%となっている。

また、着火原因をみると、裸火が17.5%（22件）と最も多く、次いで、静電気火花13.5%（17件）、電気火花13.5%（17件）、高温表面熱12.7%（16件）となっている。

### 3 漏えい事故

#### (1) 漏えい事故の発生及び被害の状況

昭和60年中に発生した危険物の漏えい事故288件の内訳は、危険物施設におけるもの258件、無許可施設におけるもの8件、危険物運搬中のもの20件、仮貯蔵・仮取扱い中のもの2件となっているが、それぞれの状況は次のとおりである。

① 昭和60年中に危険物施設において発生した漏えい事故は258件で、被害は死者3名、負傷者8名、損

危険物施設における漏えい事故の発生件数

製造所等の別		発生件数
製造所		3
貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	42
	屋内タンク貯蔵所	11
	地下タンク貯蔵所	73
	移動タンク貯蔵所	27
取扱所	給油取扱所	53
	移送取扱所	2
	一般取扱所	47
合計		258

# 消防点検は…マルナカ



## マルナカは、社会に「安心」を提供する防災のプロフェッショナルです。

大阪本社 〒530 大阪市北区中崎西4丁目2番27号 TEL (06)371-7775(代)

東京本社 〒113 東京都文京区本駒込5丁目73番5号 TEL (03)944-0161(代)

神戸マルナカ 〒653 神戸市長田区東尻池町3丁目4番19号 TEL(078)681-5771(代)



危険物に係る事故の発生件数等の推移

年	火 災		漏 え い 事 故		そ の 他
	発生件数	損害見積額 (万円)	発生件数	損害見積額 (万円)	発生件数
56年	176	113,931	332	26,699	—
57年	166	492,238	326	39,178	—
58年	165	114,009	281	77,934	262
59年	200	81,867	304	21,628	59
60年	153	267,275	288	24,090	38

- 注) ① 危険物施設、無許可施設、危険物運搬中及び仮貯蔵・仮取扱中の火災及び漏えい事故について掲載した。ただ、昭和56年以前の件数には仮貯蔵・仮取扱中の発生件数は含んでいない。
- ② 昭和58年の事故のうちには、昭和58年5月26日の日本海中部地震により危険物施設に発生した火災1件、漏えい事故27件及びその他の事故204件を含んでいる。

害見積額は2億3,472万円となっており、前年に比して発生件数が減少し、負傷者数も減少したものの死者数は2名増、損害見積額は10.5%増となっている。

事故1件当たりの平均損害見積額は91万円で、これを施設区別にみると、製造所3,334万円で最も多く、次いで取扱所56万円、貯蔵所51万円となっている。

また、危険物施設1万施設当たりの漏えい事故の発生数(以下「事故発生率」という。)についてみると、危険物施設全体では4.27で施設区別では製造所6.72、取扱所4.76、貯蔵所3.97となっており、いずれも前年に比し減少している。

危険物施設から漏えいした危険物をみると、第4類危険物の漏えいが大部分(254件、98.4%)で、危険物の品名別では、第3石油類(115件、44.6%)、第2石油類(92件、35.7%)、第1石油類(41件、15.9%)の順となっており、この順位はここ5年間

変わらない。

- ③ 昭和60年中に、仮貯蔵・仮取扱中においては2件、無許可施設においては8件、運搬中においては20件の漏えい事故が発生している。

#### (2) 漏えい事故の発生原因

- ① 危険物施設における漏えい事故の発生原因を、人的要因、物的要因及びその他の要因に区別してみると、物的要因が135件(52.3%)と最も多く、次いで人的要因の90件(34.9%)、その他の要因の26件(10.1%)となっている。漏えい事故の発生原因を個別にみると腐食等劣化によるものが99件(30.4%)と最も多く、次いで確認不十分によるものが26件(10.9%)、監視不十分によるものが21件(9.8%)となっている。これらを前年と比較すると、物的要因によるものが増加し、人的要因及びその他の要因によるものが減少している。また、個別にみると、腐食等劣化によるものが99件(38.4%)で、前年に引き続き最も多くなっている。

## 空調設備機器製造・販売

オイルタンク用液面計  
遠隔式警報ユニット液面計  
各種液体タンク用液面計  
フロートスイッチ・微圧スイッチ  
タンク部品一式

独自の技術により、正確・安全  
ローコストを追求する

# GIKEN

TEL 08(358)9467(代表)

## 株式会社技研

〒530 大阪市北区天満4丁目11番8号 工技研ビル ☎358-9467-8

## 危険物規制規則一部改正

## 許可申請添付書類関係等

昭和61年12月25日、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（昭和61年自治省令第32号）が公布され、昭和62年1月1日から施行されることとなった。

今回の危険物の規制に関する規則（以下「規則」という。）の一部改正は、許可申請添付書類の簡素合理化、移動タンク貯蔵所につき命令をした市町村長の通知及び運搬容器の追加に関する事項をその内容とするものである。

その主な内容は次のとおりである。

## 1 許可申請添付書類の簡素合理化に関する事項

昭和61年3月31日、保安四法関係許認可事務合理化連絡協議会において決定された「保安四法共管統合事項等改善措置」実施事項を踏まえ、製造所等の設置の許可申請に係る添付書類の一である製造所等の位置、構造及び設備に関する図面並びに製造所等の変更の許可申請に係る添付書類の一である製造所等の位置、構造又は設備の変更の内容に関する図面の範囲の明確化が図られたこと（規則第4条第2項及び第5条第2項）。

(1) 製造所等の設置許可及び変更許可申請書に係る添付図面とは、おおむね次のような図面をいうものであること。



- ① 製造所等の位置、構内道路、主要な建築物その他の工作物等を記載した事業所の全体配置図
  - ② 製造所等の周囲の道路、周囲の建築物その他の工作物、高圧ガス施設等の保安物件、保有すべき空地等を記載した周囲の状況図
  - ③ 製造所等を構成する建築物その他の工作物、設備、機器等の配置が記載された製造所等の全体配置図（製造所又は一般取扱所にあつては、当該製造所又は一般取扱所を構成する設備、機器等の一覧を示した機器リストを添付すること。）並びに製造所又は一般取扱所にあつては、設備、機器等の工程中の位置及び温度、圧力等を調整する制御機構等を記載した工程概要図（いわゆるフローチャート）
  - ④ 危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物の概要図、危険物設備機器図及び危険物設備機器附属設備図、危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの構造図、危険物配管図等製造所等において危険物を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備の構造に関する図面並びに給油取扱所にあつては、事務所その他取扱所の業務を行うについて必要な建築物及びキャノピーの概要図及び附随設備図  
 なお、給油取扱所以外の製造所等において危険物以外の物質を貯蔵し、又は取り扱う建築物その他の工作物及び機械器具その他の設備については、③に掲げる図面においてその概要を示すものとされている。
  - ⑤ 配線系統等及び主要な電気機械器具の概要を記載した電気設備図、接地導線の敷設状況等を記載した避雷設備図並びに設置する位置を記載した消火設備図（第1種、第2種又は第3種消火設備を設置する場合は、消火配管系統図及び消火設備構造図を添付すること。）及び設置する位置を記載した警報設備図（自動火災報知設備を設置する場合は、設備系統図及び機器構造図を添付すること。）
  - ⑥ 温度又は圧力の過上昇、流量の急激な変化、停電等による動力源の遮断、冷却水の不足等の異常状態の発生に対処するために設置される設備、装置等に関する系統又は構造を記載した図
- (2) 移動タンク貯蔵所については、「移動タンク貯蔵所の設置許可申請書に添付する図書について」（昭和47年2月15日付け消防予第57号）によること。
- (3) 図面は必要に応じ兼用することができるものとするほか、機械器具その他の設備等の図面にあつては、製造業者等の発行するカタログ等をもって代えることができるものとする等、図面の作成に必要な労力等を極力軽減するよう配慮されたいこと。

## 2 移動タンク貯蔵所につき命令をした市町村長の通知に関する事項

移動タンク貯蔵所につき命令をした市町村長が当該移動タンク貯蔵所につき許可をした市町村長等に対し通知する事項が定められたこと(規則第7条の4)。

## 3 運搬容器に関する事項

危険物の運搬形態の変化、新しい運搬容器の考案等に伴い、運搬容器、収納及び包装の基準が次のように改正されたこと(規則別表第3)。

- ① 第五類の危険物のうち、窒素含有量12.6%以下のニトロセルローズ(25%以上の湿性剤で湿性としたもの)に係る運搬容器として、ファイバドラムが追加されたこと。

なお、ファイバドラムについて、規格等の整備が行われたこと。

- ② 第五類の危険物のうち、窒素含有量12.6%以下のニトロセルローズ(18%以上の可塑剤との混合物)及び硝酸イソソルビド(60%以上のラクトース、マンノース、スターチ、リン酸水素カルシウム等との混合物)に係る運搬容器として、鋼製ドラム、ブリキ板製18リットル缶その他のブリキ缶及びファイバドラムが定められたこと。

- ③ 第六類の危険物に係る運搬容器として、鋼製ドラム(ふっ素樹脂内容器付き)及びステンレス鋼製ドラム(ふっ素樹脂内容器付き)が追加されたこと。

なお、鋼製ドラム(ふっ素樹脂内容器付き)及びステンレス鋼製ドラム(ふっ素樹脂内容器付き)の規格等については、規則別表第3の備考24によるものとされたこと。

- ④ その他所要の規定の整備が行われたこと。

## 61年度 保安講習終る

次回は、6～7月頃から

61年度の危険物取扱者保安講習が、2月26日(大阪会場)の講習をもって終了した。61年度は、大阪、堺、茨木など24会場で6,676名の受講者があった。

62年度の講習については現在計画中であるが、6月か7月くらいから延24会場で実施の予定である。受講希望者は受講申込書(所定の往復ハガキ)を送付されたい。

なお、受講申請者への受講決定通知(返信用ハガキ)は受講日のおおむね1ヶ月位前となり、その時期まで申込書は側大阪府危険物安全協会で保管されているのでご注意ください。

## 保安講習制度近く改正

受講時期5年→3年に短縮

消防庁では危険物取扱者制度の運用について、その改善方法を検討していたが、ようやく改正案もまとまったようで、近く改正される動きにある。

その主な改正案は次のとおりである。

- ① 免状のカード化等

運転免許証のようなカード式とし、貼付写真は10年ごとに書替手続きで新しいものに貼り替える。

- ② 保安講習制度

保安講習は、受講時期を3年とし、(ア)給油所、(イ)タンクローリー、(ウ)石油コンビナート、(エ)その他、とする業種別講習を導入する。また講習時間も業種別講習の導入により3時間と短縮する。



暮らしに安心と安全をお届けする

屋内外消火栓設備  
スプリンクラー設備  
ドレンチャー設備  
泡消火設備  
ガス消火設備  
粉末消火設備  
自動火災報知設備  
避難設備

創業30年の実績と経験で信頼いただく  
防災のことならサンワにお任せください

あらゆる消防設備・設計・施工・保守・点検

株式会社 三和商会

本社 大阪市西区江戸堀1丁目2番21号  
〒550 電話(06)443-2456(代)  
平野営業所 大阪市平野区長吉出戸2丁目4番6号  
〒547 電話(06)707-3341





# 危険物取扱者養成講習ご案内

昭和62年度第1回危険物取扱者試験実施に際し、受験者の予備知識向上のため、次のとおり受験準備講習会を開催いたします。

## 1. 日時・会場

種別	講習日	時間	会場
甲種	5月22日(金)、5月25日(月) 5月29日(金)	9時30分～16時	大阪府商工会館 (地下鉄本町駅ヨリスグ)
乙種 第4類	1期	5月28日(木)、6月1日(月)	大阪府商工会館
	2期	5月22日(金)、5月25日(月)	大阪府商工会館
	3期	5月26日(火)、5月27日(水)	堺市立勤労会館 (高野線堺東駅ヨリ13分) (阪堺線宿院駅ヨリ6分)
	4期	5月18日(月)、5月19日(火)	茨木市商工会館 (茨木駅ヨリ約13分)
	5期 (夜)	5/19(火)、5/21(木)、5/26(火) 5/27(水)、5/29(金)	18時～20時40分
日曜コース	5月17日(日)、5月24日(日) 5月31日(日)	10時～16時30分	大阪府立労働センター (地下鉄天満橋駅西へ約5分)
丙種	5月29日(金)	9時30分～16時	大阪府商工会館
丙種(夜)	6月4日(木)、6月9日(火)	18時～20時40分	大阪府商工会館

但 乙種(1.2.3.5.6類)受講者は、乙種1期、2期、3期又は4期と甲種の5月29日の指定時間を受講して下さい。

## 2. 受付期間と場所

受付場所	日 時
岸和田市消防本部内 岸和田市火災予防協会	5月8日(金) 午前10:00～11:30
堺市消防署内(阪堺線・大小路駅前) 堺防災協会	5月8日(金) 午後2:00～4:00
豊中市消防本部内(阪急宝塚線・豊中駅より南へ5分) 豊中防火安全協会	5月7日(木) 午前10:00～11:30
茨木市消防本部内 茨木市災害予防協会	5月7日(木) 午後2:00～4:00
東大阪市西消防署内(近鉄・小坂駅北へ6分) 東大阪市西防火協力会	4月27日(月) 午前10:00～11:30
(地下鉄・守口駅前) 守口消防署	4月27日(月) 午後2:00～4:00
四ツ橋ビル8階(地下鉄・四ツ橋駅北出口2号) 財大阪府危険物安全協会	5月11日(月) 午前10:00～午後4:00 又は5月15日(金) (正午～1時休)

## 3. 日曜コース・夜間コースの申込方法

乙種日曜・夜間コース及び丙種夜間コースは電話(06-531-9717)で予約受付、定員に達し次第締切。

## 4. 受講会費(会費には、各テキスト代を含みます)テキスト不要の場合は甲種3,000円、乙種2,000円減額。

種別	会 員	会 員 外	備 考
甲種	13,000円	16,000円	
乙種	8,000円	10,000円	
乙種(夜)	10,000円	12,000円	
日曜コース	13,000円	15,000円	もぎテスト実施
丙種	4,000円	5,000円	
丙種(夜)	5,000円	6,000円	

但 乙種1.2.3.5.6類受講者は、2種類以上の場合、各2000円増。また、科目免除者はテキストなしで、1種類につき1000円。